

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

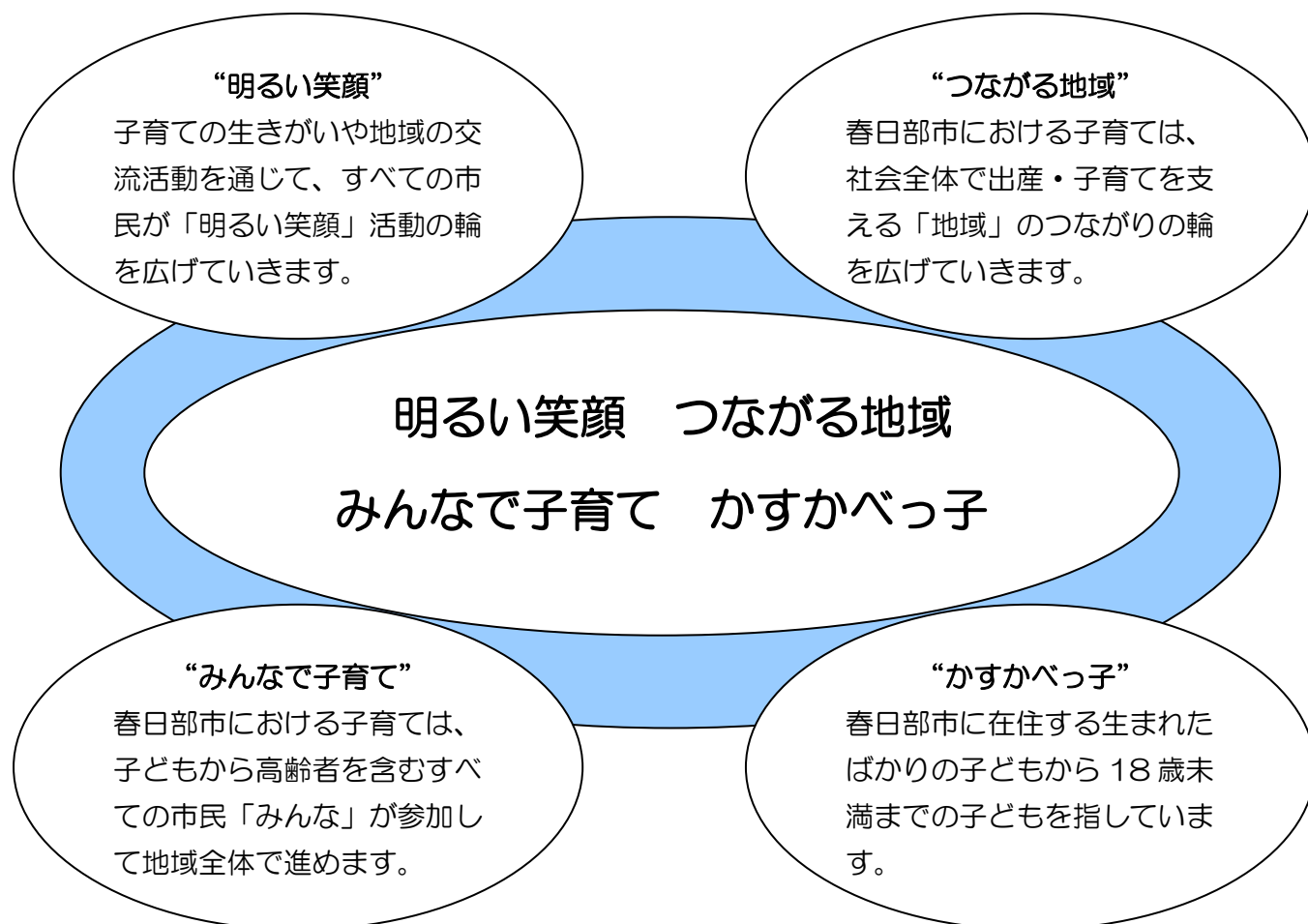
1. 計画の基本理念

これまでの春日部市次世代育成支援行動計画においては、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、また、子育て中の人たちや、これから子育てをする人たちが、ゆとりと希望を感じながら子育てできる取組を進めてきました。

子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容および水準のものとすることが必要とされています。

そのため、本市では、子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させるとともに、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、春日部市に暮らすすべての“かすかべっ子”の健やかな成長と、楽しく子育てができるまちを目指していくことが重要であると考えます。

春日部市子ども・子育て支援事業計画では、春日部市次世代育成支援行動計画の基本理念を継承しつつ、これらの考え方を踏まえ、子育て環境のより一層の充実を図るため、本計画の基本理念を下記のとおり設定します。



2. 基本目標

計画の基本理念に基づき、子ども・子育て支援に向けて着実に取り組んでいくため、基本目標を次のとおりに定めます。

基本目標 1. 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、男女がともに家族としての責任を担い、仕事をしながら協力して子育てができるよう、親の子育て力の向上や子育ての参加促進に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス*の普及・啓発を進めます。

基本目標 2. 子どもの健やかな成長の支援

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊婦健診や乳幼児健診など、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、発育・発達の状況に応じたきめ細かな支援体制づくりを進めます。

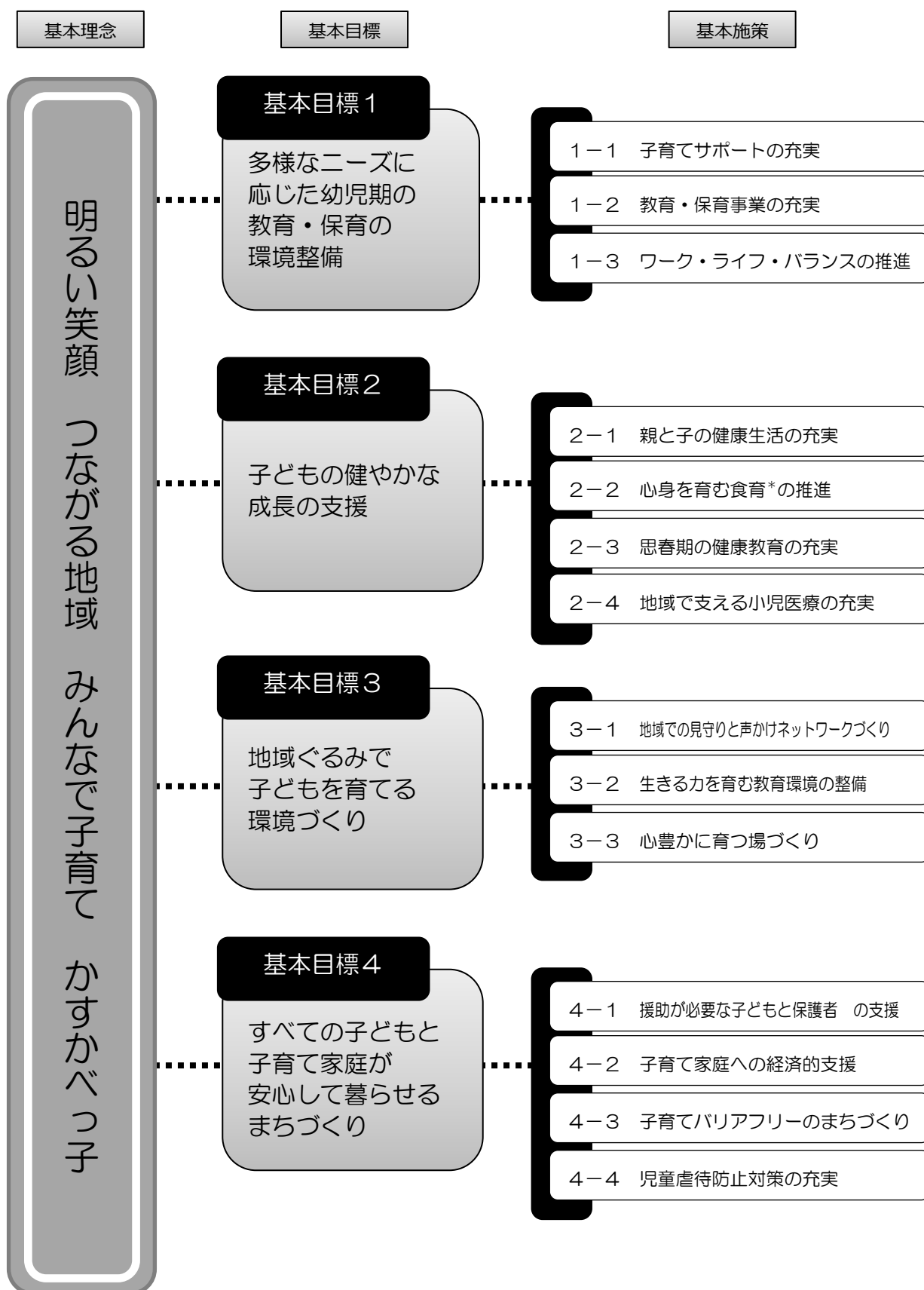
基本目標 3. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

子どもの育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域の子育て力を高めます。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる居場所づくりを進めます。さらに、学校と地域との連携により、子どもの持つしなやかな感性や素直な心、成長する力を尊重し、心身ともに健康で豊かな情操と想像力を養い、個性や自主性を育む教育力の向上を進めます。

基本目標 4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

ひとり親家庭、障がいのある子どもや外国人家庭など、特に援助が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待などの深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリー*のまちづくりを進めます。

3. 計画の体系



4. 教育・保育提供区域の設定

本計画では、ニーズ調査結果をもとに、国の指針に沿って5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、「幼児期の教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。また、この「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込みなどを踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育および子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市は、地区によって差はあるものの、保育所（園）や幼稚園などの施設が7つの行政区ごとにバランスよく配置されています。

ただし、人口が少ない地区もあり、7つの行政区のままで区域を設定してしまうと、細かくなりすぎてしまい、区域内での量の見込みは可能ですが、量の調整や確保が難しくなってしまうことが考えられます。

また、平成22年の国勢調査によると、春日部市は、就業する市民の約6割が、都内やその他近隣市町へ電車や自家用車などにより通勤しており、教育・保育ニーズが通勤経路などに発生し、必ずしも居住地区内にある施設を利用しているとは限らないことも考えられます。

そのため、地区ごとの子どもの人口のバランスと地区の関係性の強さを考慮し、教育・保育の提供区域については市内を5つに分けて設定します。また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容を踏まえたうえで、次頁のとおり設定します。

■ 区域図



■教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内5区域
	2号認定(3～5歳:保育)	市内5区域
	3号認定(0～2歳:保育)	市内5区域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	市内全域
	②延長保育事業	市内5区域
	③実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域
	④多様な主体の参入促進事業	市内全域
	⑤放課後児童健全育成事業	小学校区
	⑥子育て短期支援事業	市内全域
	⑦乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
	⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会 など要保護児童等に対する支援に資する事業	市内全域
	⑨地域子育て支援拠点事業	市内全域
	⑩一時預かり事業	市内全域
	⑪病児保育事業	市内全域
	⑫子育て援助活動支援事業	市内全域
	⑬妊婦健康診査事業	市内全域